

## 外部資金受入れに係る諸規程に関するQ&A

### 【全体】

Q1:外部資金の受入れに関する規程は？

A1:外部資金の受入れにあつては、平成9年4月1日制定の受託研究規程(平成26年11月19日廃止)により受入れ事務手続きを進めておりました。

しかし、共同研究及び教育研究助成金の受入れにあつても同規程を準用して事務手続きを行っていたところから、企業等及び学内の関係者の皆様より外部資金の受入れ手続きが分かりにくいとの声がありました。

平成26年11月19日に外部資金受入れの現状に即した規程を制定し、一部改正等を踏まえて現在に至っております。

- ① 東北学院大学受託研究規程(令和5年2月16日改正第39号)
- ② 東北学院大学共同研究規程(令和5年2月16日改正第40号)
- ③ 東北学院大学教育研究助成金等規程(令和5年2月16日改正第41号)

なお、各規程においては、「受託研究」「共同研究」「教育研究助成金等」を以下のとおり定義しています。

- ① 受託研究:本学が、民間、国、地方公共団体等(以下「委託者」という。)から研究及び調査等の委託を受け、これらに要する経費を委託者の負担によって行う研究をいう。(規程第2条)
- ② 共同研究:本学が、民間、国、地方公共団体等と共通の課題について共同で行う研究をいう。(規程第2条)
- ③ 教育研究助成金等:次に掲げるものをいいます。(規程第2条)
  - (ア) 研究奨励金:学会、財団等から採択された研究に対する奨励金
  - (イ) 教育研究寄付金:企業等から本学の教育研究活動を支援する目的で受入れる寄付金

Q2:間接経費及び一般管理費の目的は？

A2:本学では、事業の見直しや業務の改善により経費の節減を図っているところですが、研究の推進に伴う施設整備、研究機器等の充実、管理経費の増加等が見込まれておりますので、本学の研究推進にご理解を賜り間接経費又は一般管理費のご負担をお願いしております。

受託研究では、間接経費として直接経費の30%、共同研究では、間接経費として直接経費の10%、教育研究助成金等では、一般管理費として教育研究寄付金等の5%のご負担をお願いするものです。

Q3:間接経費はどのように使用されるのですか？

A3:競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(平成13年4月20日)による「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」で示している具体的な間接経費の主な使途の例示を参照し、「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱規程(令和5年7月5日改正第177号)」に基づき、適正に使用します。

## 【東北学院大学受託研究規程関係】

Q4:受託研究に係る間接経費 30%の根拠は？

A4:競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(平成 13 年4月 20 日付け)による「競争的資金 の間接経費の執行に係る共通指針」で示された『間接経費の額は、直接経費の 30%にあたる額とすること。』に準じて、主に国の経費から配分される競争的資金に定着している間接経費 30%のご負担をお願いしています。

Q5:地方公共団体、公益法人等からの委託事業に関して、事業規模が小さく、間接経費の負担が過重となり負担できない場合は？

A5:地方公共団体等の公益性が高い事業等については、第6条「ただし」書きにより、学長の承認を得て乗率を変えるか、免除することができます。なお、国等が一般企業等に付託した委託事業で、間接経費が計上されていない場合については、同条前文に準じ付託した国等の定めに従って取り扱うことになります。

Q6:一部の企業等との受託研究契約では、契約書の諸経費欄に「一般管理費」と記載されている例がありますが、教育研究助成金規程の「一般管理費」と同様に5%とすべきですか？

A6:この場合の「一般管理費」とは、本学の受託研究規程でいう「間接経費」に相当します。従って、契約上は「一般管理費」と記載しますが、「間接経費」相当分に当たる直接経費の 30%のご負担をお願いすることになります。

## 【東北学院大学共同研究規程関係】

Q7:共同研究に係る間接経費 10%の根拠は？

A7:受託研究の間接経費負担 30%を参考にして、共同研究の相応の負担分を考慮し 10%のご負担をお願いするものです。

Q8:間接経費は必ず負担しなければなりませんか？

A8:協定等に基づく共同研究の場合で、直接経費を計上しない場合は間接経費も計上しないこととなります。(例として、大学間協力協定、国土交通省東北整備局との連携協力協定などが挙げられます。)

また、協定等の締結が無い場合でも、地方公共団体、大学、高専等との公益性が高い共同研究又は本学の教育研究上有意義である共同研究の場合に限り、共同研究規程第5条2項の「ただし書き」により直接経費の一部又は全額を免除、第5条第4項により学長の承認を得て間接経費を減額又は免除することができますこととしています。

## 【東北学院大学教育研究助成金等規程関係】

Q9:一般管理費5%の根拠は？

A9:旧受託研究規程第5条2項に定めている「研究費用のうち5%は施設使用等に要する経費とする。」を踏襲し、教育研究助成金等規程第2条5項及び第6条において「一般管理費5%」としています。本学においての研究推進にご理解を賜り、「受託研究」及び「共同研究」の間接経費同様に「一般管理費」のご負担をお願いしています。

以上